

## ○島田市生け垣づくり補助金交付要綱

平成17年5月5日  
告示第111号

### (趣旨)

第1条 市長は、みどり豊かなまちづくりを推進するとともに、地震等による災害防止に寄与するため、生け垣づくりをする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「生け垣」とは、本市の区域内に設ける生け垣で、次に掲げる要件に該当するものをいう。ただし、樹種、樹型及び立地条件等に特別な事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 住宅用地及び事業所用地の周囲の全部又は一部に設ける生け垣であること。
- (2) 生け垣の延長が3メートル以上であること。
- (3) 外部から眺望して樹木の高さが1メートル以上であること。
- (4) 樹木の数が延長1メートル当たり2本以上であること。

### (補助の対象等)

第3条 補助の対象は、生け垣づくりに要する経費とし、補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 生け垣づくりに要する経費が30,000円以下の場合 全額
  - (2) 生け垣づくりに要する経費が30,000円を超える場合 30,000円と30,000円を超える額に2分の1を乗じて得た額とを合計した額とし、70,000円を限度とする。
- 2 補助金の交付は、1住宅又は1事業所につき1回とする。ただし、補助金の交付を受けた日から1年以内に追加工事をしようとする場合であって、既に交付された補助金の額が70,000円未満のときには、補助金の交付を申請することができる。
- 3 前項ただし書に規定する場合の補助金の額は、次のとおりとし、70,000円から既に交付された補助金の額を減じた額を限度とする。
- (1) 既に交付された補助金の額が30,000円以上のとき 追加工事に要する経費に2分の1を乗じて得た額
  - (2) 既に交付された補助金の額が30,000円未満であって、追加工事に要する経費との合計額が30,000円以下であるとき 全額
  - (3) 既に交付された補助金の額が30,000円未満であって、追加工事に要する経費との合計額が30,000円を超えるとき 30,000円から既に交付された補助金の額を減じた額（以下「差額」という。）と追加工事に要する経費から差額を減じた額に2分の1を乗じて得た額とを合計した額

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、生け垣づくり補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書)

第5条 規則第6条の補助金交付決定通知書は、生け垣づくり補助金交付決定通知書（様式第2号）とする。

(変更の承認申請及び承認)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者が第4条の申請の内容を変更しようとする場合は、生け垣づくり補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めたときは、生け垣づくり補助金交付変更承認書（様式第4号）により、申請をした者に通知するものとする。

(完了報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までに、生け垣づくり完了届（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 生け垣づくりに要した経費の領収書の写し
- (2) 生け垣づくりの完了を確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付確定通知書)

第8条 規則第10条の補助金交付確定通知書は、生け垣づくり補助金交付確定通知書（様式第6号）とする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者がその後3年以内に生け垣を撤去したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、災害が原因の場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の公示の日の前日までに、合併前の島田市生け垣づくり補助金交付要綱（昭和56年島田市告示第15号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成18年度までの補助金に限り、合併前の島田市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成11年島田市告示第118号）若しくは金谷町ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成11年10月1日金谷町長決裁）又は島田市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成17年島田市告示第121号。以下「耐震改修促進要綱」という。）に基づく補助を受けてブロック塀等の撤去を行った土地に引き続き生け垣づくりを行う場合にあっては、第3条の規定にかかわらず、同条中「70,000円」とあるのは「100,000円」と読み替えて適用する。

4 前項の場合において、平成18年度に限り第3条第2項中「1年以内」とあるのは「平成19年3月31日まで」と読み替えて適用する。

5 第3項の場合においては、第4条に規定する生け垣づくり補助金交付申請書には、耐震改修促進要綱第10条に規定する補助金交付確定通知書を添付するものとする。